＜補足＞　訪問看護サービス重要事項説明書

介護予防訪問看護・訪問看護・指定訪問看護

〈　2026　年　　10　月　　1　日　現在　〉

1．訪問看護事業者（開設者）の概要

名称・法人種別	地方独立行政法人くまもと県北病院
代　表　者　名	理事長　　山下　康行
所在地・連絡先	（住所）熊本県玉名市玉名550番地 （電話）代表　0968－73－5000 （FAX）　　0968－73－2867

2．事業所の概要

（1）　事業所名称及び事業所番号

事　業　所　名	くまもと県北病院訪問看護ステーション
所在地・連絡先	（住所）熊本県玉名市玉名842 （電話）0968－71－0433 （FAX）　0968－71－0425
事業所番号	指定番号：4360690061 保険医療機関番号：06・9006・1
管理者の氏名	沖　民子

（2）　事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）	常勤		非常勤		備考
		専従(人)	兼務(人)	専従(人)	兼務(人)	
管　理　者	1	1	0	0	0	従業者及び業務の管理
訪問看護師	6	1	0	5	0	訪問看護業務

＊指定訪問看護と介護予防訪問看護と訪問看護の人員及び設備は兼務兼用とする。

（3）　事業の実施地域

事業の実施地域	玉名郡市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4)　営業日等

営業日・営業時間	月曜～金曜　8:30～17:15
営業しない日	土曜・日曜・祝日　　12月29日～1月3日

3．提供する訪問看護サービスの内容・提供方法

(1) 看護サービス

ア．病状及び障害の観察（体温・脈拍・血圧等）

イ．日常生活の援助（体を拭く、入浴、洗髪、床ずれ予防等）

(2) 医師の指示による医療処置

ア．在宅酸素療法中の管理

イ．カテーテル等の交換

ウ．検査

(3) 緊急時訪問看護及び24時間対応体制

24時間連絡体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問する事となっていない緊急時訪問看護を必要として行う。

(4) 特別管理体制及び重症管理体制

特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態にある者）に対して訪問看護の実施に関して計画的な管理を行う。

(5) ターミナルケア加算及びターミナル療養費

ご本人やご家族が在宅で看取りを望まれる時に、同意を得てターミナルケアを行う。ご本人ならびにご家族の意向を尊重し、気持ちに寄り添いながら看護を行う。24時間連絡体制を行う。主治医に対しては適宜状態報告を行う。又、多職種連携を図り支援体制を整える。

4．費　用

(1) 利用料

別紙をご参照ください。

(2) 利用料のお支払い方法

●　当事業所は基本的に口座振替制度の方法を取り入れています。毎月、20日頃までに、先々月の領収書と前月分の利用料明細書及び請求書をご自宅に郵送致します。

●　口座振替制度を利用されない時のお支払いについては、利用料明細書、請求書を確認後15日頃までに担当者にお支払いください。後日正式な領収書をお渡しいたします。

●　正式な領収書の再発行はできませんので大切に保管してください。

5．訪問看護と関連ある診療報酬について

訪問看護は、主治医の指示が必要で、主治医の指示書の交付を受けて訪問します。そのため、指示書を交付した医療機関に利用者様が指示書料を支払うことになります。指示書の種類によって、金額は変わります。詳しくは各医療機関にお尋ねください。

6. 事業所の特色等

（1）事業の目的

主治医が訪問看護の必要性を認めた要介護状態又は要支援状態にある方が、在宅で自分の能力に応じ自立した生活が送れるよう事業所の訪問看護師が適正な看護を提供します。当事業所はくまもと県北病院を母体とし、また居宅介護支援事業所を併設しています。訪問を担当する看護師は訪問看護師養成講習を受講しており、在宅療養される方が安心して生活できるよう援助できるものと思います。また緊急時は、主治医と密接な連携をとることにより、迅速で適切な対応が可能です。

（2）運営方針

● 訪問看護計画に基づき、利用者が安心して生活できるよう主治医等との連携をとりながら、看護を実施します。

● 訪問看護の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重したケアの提供を行います。

● 訪問看護師はすべて携帯電話を携行しており、24時間にわたって常に緊急連絡をとることが可能です（ただし、この緊急連絡体制を利用するには加算料金が必要であり、利用の選択は任意です）。

7. サービス内容に関する苦情等相談窓口

くまもと県北病院 訪問看護ステーション	窓口責任者	沖　民子
	ご利用時間	月曜～金曜　8:30～17:15
	ご利用方法	電話：0968－71－0433
		面接・相談：事業所内相談室にて
玉名市介護保険課	電話：0968－75－1339	
熊本県国保連合会	電話：096－214－1101	

8. 担当の訪問看護師

● あなたを担当する訪問看護師は＿＿＿＿＿＿＿＿ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

● 利用者の状況によっては、2名あるいは複数の看護師で訪問看護サービスの提供を行います。

年　　月　　日

当事業所は、訪問看護サービスの提供に当たり本説明資料に基づいて、利用者に対し重要事項（項目1～8）を説明しました。

＜事業者＞

住　　所　　熊本県玉名市玉名550番地
事業者名　　地方独立行政法人くまもと県北病院
代表者名　　理事長　　山下　康行　　印
事業者名　　くまもと県北病院訪問看護ステーション
（指定番号：　4360690061）
（保険医療機関番号：06・9006・1）

＜説明者＞

所　　属　　くまもと県北病院訪問看護ステーション

氏　　名

私は、契約書及び本書面により、くまもと県北病院訪問看護ステーションから　訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

＜利用者＞

住　　所

氏　　名

＜利用者代理人（選任した場合）又は代筆者＞

住　　所

氏　　名

別紙

○利用料について

① 介護保険適用の場合（介護予防訪問看護、訪問看護）

介護保険の適用がある場合は、利用者負担割合（1割・2割・3割）で利用料が異なります。又、区分支給限度基準額を超えた時は10割の負担額となります。

1回の基本報酬の種類	予防の単位	介護の単位
(1)所要時間 20分未満	303単位	314単位
(2)所要時間 30分未満	451単位	471単位
(3)所要時間 30分～60分	794単位	823単位
(4)所要時間 60分～90分	1090単位	1128単位
加算の種類		単位
緊急時訪問看護加算	月あたり	574単位
特別管理加算（Ⅰ）	〃	500単位
特別管理加算（Ⅱ）	〃	250単位
看護体制強化加算（Ⅰ）	〃	550単位
看護体制強化加算（Ⅱ）	〃	200単位
看護体制強化加算（予防）	〃	100単位
ターミナルケア加算	死亡月に1回のみ	2,500単位
サービス提供体制強化加算	1回あたり	3単位
退院時共同指導加算	〃	600単位
初回加算	〃	300又は350単位

● 利用料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%加算、深夜(午後10時～午前6時)は50%加算となります。

● 利用料金に対して、1.8%の介護職員等処遇改善加算を加算します。

● その他に、複数名訪問看護加算・長時間訪問看護加算等の加算があります。

● 利用者の状態に応じて一時的に主治医から特別指示書が発生した時には、医療保険に変更する場合があります。

＊今後の利用料につきましては、介護保険制度の改正等により変更することがあります。その際は、担当者よりご報告させて頂きます。

② 医療保険適用の場合（指定訪問看護）

加入されている保険の種類等により、自己負担（1割・2割・3割）が必要です。

● 1回に1時間程度の訪問時間で週に3回までの訪問ができます。又、がん末期や難病等の方は、必要に応じて毎日の訪問あるいは、1日に2回（60分・30分）の訪問を行うことができます。

＜訪問看護基本療養費Ⅰ＞

・週3日目まで　5,550円／1日

・週4日目以降　6,550円／1日

＜訪問看護管理療養費＞

・月の初日　7,710円

・2日目以降　3,010円

＜訪問看護ベースアップ評価料（1）の注3＞

・月1回　1,830円

＜訪問看護物価対応料Ⅰ＞

・月の初日の訪問　60円／1日

・月の2日目以降の訪問　20円／1日

※加算料金

24時間対応体制加算	6,520円／月
特別管理加算 特別管理加算（高い）	2,500円／月 5,000円／月
ターミナルケア療養費	25,000円／死亡月に1回のみ

● 利用料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯2,100円加算、深夜(午後10時～午前6時)は4,200円加算となります。

● その他、退院支援指導加算・退院共同指導加算・特別指導管理加算・同日複数回訪問加算・長時間訪問看護加算・複数名訪問看護加算・緊急訪問看護加算・専門看護師の同行時加算等があります。

被爆者手帳・生活保護(医療扶助)受給者の方々は上記の利用料負担はありません。

※今後の利用料につきましては、診療報酬改定等により変更することがあります。その際は、担当者よりご報告させて頂きます。